

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令・企業倫理の遵守が経営の根幹であるとの信念に基づき、社会の信頼を得るため透明度が高く公正な経営体制を構築することが重要な課題であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスター トラスト信託銀行株式会社(信託口)	84,128,000	4.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	62,184,000	3.26
日本生命保険相互会社	46,652,554	2.45
株式会社三菱東京UFJ銀行	39,746,657	2.08
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	23,665,172	1.24
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	22,745,605	1.19
三菱UFJ信託銀行株式会社	22,728,232	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	20,953,000	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	20,921,000	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	20,823,000	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の子会社のうち、株式会社近鉄百貨店およびKNT-CTホールディングス株式会社は東京証券取引所市場第一部に、株式会社きんえいは同証券取引所市場第二部にそれぞれ上場しております。

当社と各子会社とは、それぞれ業務上の必要から密接に連携しておりますが、その一方、上場企業として多くの株主様を有する各社の立場に鑑み、その経営の自主性を極力尊重するよう、十分に配慮しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	17名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
前田 肇	他の会社の出身者									△	
岡本 圭衛	他の会社の出身者									○	
小幡 尚孝	他の会社の出身者									△	
荒木 幹夫	他の会社の出身者									△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田 肇	○	前田 肇氏は株式会社百五銀行の出身であり、当社は同行との間で資金の借入れ等の取引を行っております。	経済人として豊富な経験と高い見識を持つだけでなく、当社事業についても理解があり、社外取締役として適任と判断しております。また、当社の業務執行取締役その他の業務執行者との間で、著しい影響力を及ぼしたり及ぼされたりする関係になく、経営陣から独立した立場で当社の経営を監視できると考えております。
		岡本 圭衛氏は日本生命保険相互会社の取締役会長であり、当社は同社との間で	経済人として豊富な経験と高い見識を持つだけでなく、当社事業についても理解があり、社外取締役として適任と判断しております。また、当社の業務執行取締役その他の業務執行

岡本 圏衛	○	資金の借入れ等の取引を行っておりま す。	者との間で、著しい影響力を及ぼしたり及ぼさ れたりする関係なく、経営陣から独立した立 場で当社の経営を監視できると考えておりま す。
小幡 尚孝	○	小幡尚孝氏は株式会社三菱東京UFJ銀 行の出身であり、当社は同行との間で資 金の借入れ等の取引を行っております。 同氏は三菱UFJリース株式会社の出身 であり、当社は同社との間でファイナン ス・リース等の取引を行っております。	経済人として豊富な経験と高い見識を持つだ けでなく、当社事業についても理解があり、社 外取締役として適任と判断しております。ま た、当社の業務執行取締役その他の業務執行 者との間で、著しい影響力を及ぼしたり及ぼさ れたりする関係なく、経営陣から独立した立 場で当社の経営を監視できると考えておりま す。
荒木 幹夫	○	荒木幹夫氏は株式会社日本政策投資銀 行の出身であり、当社は同行との間で資 金の借入れ等の取引を行っております。	経済人として豊富な経験と高い見識を持つだ けでなく、当社事業についても理解があり、社 外取締役として適任と判断しております。ま た、当社の業務執行取締役その他の業務執行 者との間で、著しい影響力を及ぼしたり及ぼさ れたりする関係なく、経営陣から独立した立 場で当社の経営を監視できると考えておりま す。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から監査計画、監査結果等に関する報告を隨時聴取しております。また、常勤の監査役
は必要に応じて会計監査人が実施する往査に立ち会っております。

常勤の監査役は内部監査部門である監査部から監査計画、監査結果等に関する報告を隨時聴取しており、また、必要に応じて監査部が実施
する内部監査に立ち会っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西口 廣宗	他の会社の出身者											○	○	
郷田 紀明	公認会計士											△		
前田 雅弘	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西口 廣宗	○	西口廣宗氏は株式会社南都銀行の取締役相談役であり、当社は同行との間で資金の借入れ等の取引を行っております。同行では当社の出身である吉川勝久氏が監査役に就任しております。	経済人として豊富な経験と高い見識を持つだけでなく、当社事業についても理解があり、社外監査役として適任と判断しております。また、当社の業務執行取締役その他の業務執行者との間で、著しい影響力を及ぼしたり及ぼされたりする関係なく、経営陣から独立した立場で当社の経営を監視できると考えております。
郷田 紀明	○	郷田紀明氏は有限責任 あづさ監査法人の出身であり、当社は同法人との間で監査契約等の取引を行っております。	公認会計士、税理士として豊富な経験と高い見識を持ち、社外監査役として適任と判断しております。また、当社の業務執行取締役その他の業務執行者との間で、著しい影響力を及ぼしたり及ぼされたりする関係なく、経営陣から独立した立場で当社の経営を監視できると考えております。
前田 雅弘	○	——	法学者として豊富な学識と高邁な理念を持ち、社外監査役として適任と判断しております。また、当社の業務執行取締役その他の業務執行者との間で、著しい影響力を及ぼしたり及ぼされたりする関係なく、経営陣から独立した立場で当社の経営を監視できると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

7名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役報酬においては、取締役会決議に基づき取締役会長が各取締役の職位等に応じて配分を決定しているほか、その一部を業績連動報酬としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

直近事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)における役員区分ごとの報酬等の総額

取締役(社外取締役を除く。) 13名 453百万円
監査役(社外監査役を除く。) 3名 55百万円
社外役員 8名 48百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役報酬および監査役報酬を決定しております。取締役報酬においては、取締役会決議に基づき取締役会長が各取締役の職位等に応じて配分を決定しているほか、その一部を業績連動報酬としております。また、監査役報酬においては、監査役の協議により報酬額を決定しております。

なお、役員退職慰労金制度については、平成15年6月27日開催の第92期定時株主総会の日をもって廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートについては総務部が、社外監査役のサポートについては監査役室がそれぞれ担当しており、社外取締役または社外監査役が取締役会または監査役会を欠席した場合には、資料の送付は勿論、必要に応じて付議案件の内容説明を行ったうえで意見を聴取することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役は17名ですが、そのうち4名は当社と特別の利害関係のない社外取締役であり、豊富な経験や幅広い見地から示される意見を経営に反映させるとともに、経営監督機能の強化を図っております。さらに、取締役任期の1年への短縮、取締役および監査役に対する退職慰労金制度の廃止、執行役員制度の導入などの諸施策を実施し、経営責任の明確化と経営の効率化に努めています。取締役会は、原則として毎月1回開催し、重要な業務執行を決定するとともに、内部統制の整備・運用状況を含む業務執行状況の報告を定期的に受け、業務執行取締役および執行役員による業務執行を監督しております。また、業務執行取締役および執行役員間の情報の共有と効率的な意思決定を図るために、協議機関として経営会議や経営戦略会議などの会議体を常設しており、このうち経営会議(原則として月1回開催)では取締役会長または社長の諮問により当社およびグループ会社の重要事項を審議し、経営戦略会議(原則として月2回開催)では当社およびグループ会社の重要事項、経営状況およびグループプロジェクトに関する事項等について審議または情報交換を行っております。また、「グループ経営管理規程」を定め、グループ各社におけるリスクを含む重要な案件について情報を収集するほか、グループ横断的なメンバーで構成する各種プロジェクトチームを組成し、個別の経営課題について隨時検討しております。

一方、当社の監査役は5名ですが、このうち3名が社外監査役(公認会計士および税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役1名を含む。)であり、監査の厳正、充実を図っております。監査役会は、原則として毎月1回開催し、監査の基本方針等を決定するとともに、各監査役が実施した日常監査の結果を報告し、監査役間で意見の交換等を行っております。また、監査役の指揮を受けて監査役会および監査役の監査に関する事務を処理する専任部署として監査役室(所属人員9名)を設置しているほか、業務改善の促進や経営効率の向上等に資する観点およびグループ会社の業務の適正を確保する観点から、監査部(所属人員22名)による内部監査を適時に行う体制も整備しております。会計監査については、当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、平成26年度において同監査法人は指定有限責任社員吉田享司、松本浩、千葉一史の3名のほか、公認会計士25名およびその他18名により監査を行いました。監査役、監査部および会計監査人は、必要に応じて、監査計画やその結果等について情報交換を行うことにより連携を図り、効率的かつ効果的な監査に努めています。

社外取締役および社外監査役は、監査部担当役員も出席する取締役会において、監査役による監査の状況、監査部による内部監査の状況その他内部統制の整備・運用状況について定期的に報告を受けるほか、一定の基準に基づき付議される重要な案件についての議論を通じ、監督および監視を行っております。会計監査人の意見についても、必要に応じ、常勤の監査役および監査部担当役員から適宜報告を受け、加えて社外監査役は前記のとおり監査役会における情報交換も行っております。

なお、会社法第427条第1項ならびに定款第28条および第35条の規定により、社外取締役および社外監査役の全員との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2.に記載のとおり、現状のガバナンス体制は、経営に対する監督および監視のための機能と効率化のための制度を併せ持ち、経営の意思決定、業務執行の妥当性および適正性を確保するために有効であると考えているため、これを採用しているものであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	第104期定期株主総会(平成27年6月25日開催)の招集通知を、平成27年6月2日に発送するとともに、発送日に先立って当社サイトにおいて掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第104期定期株主総会を、平成27年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する議決権行使サイトからの議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	株主総会における事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告等に際して、ビジュアル機器を使用するなど、わかりやすく開かれた株主総会の実現に努めております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、半年に1回、アナリスト・ファンドマネージャーなどを招き、社長等による決算説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社サイト(http://www.kintetsu-g-hd.co.jp/)において、適時開示情報、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、IRカレンダー、定款・株式取扱規則、株主総会招集ご通知等、事業活動のご報告、株主優待・株式事務のご案内、電子公告などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	投資家からの問合せや取材への対応等IRに関する窓口を経理部に置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様、株主様をはじめとする投資家の皆様、従業員などの立場を尊重する旨を明記した企業行動規範を制定しており、その内容を当社サイト(http://www.kintetsu-g-hd.co.jp/)で開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業行動規範において環境保全に真摯に取り組むことなどを明記しております。また、環境方針を定め、CSRレポートにおいて環境報告を行うなど環境保全活動に積極的に取り組んでおり、その内容を当社サイトで開示しております。さらに、CSR委員会を設置し、環境の保全等のCSR活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動規範において的確な情報開示を行う旨を明記しております。また、ステークホルダーに関わりのある様々な情報を当社サイトで開示しております。
その他	<p>【その他の経営方針】 上記の企業行動規範、環境方針のほか、役員および従業員が共有する目標である近鉄グループ経営理念をはじめ、法令倫理指針も制定しております。これらの目標等は当社サイトで開示しております。</p> <p>【役員への女性の登用】 役員候補者は性別にかかわらず、経験、能力をはじめあらゆる点を総合的に考慮して選考しております。現在、女性の役員はおりませんが、今後、有用な人材は登用してまいりたいと存じます。</p> <p>【女性の活躍推進】 女性の視点を活かした経営が今後ますます重要になるとの観点から、女性の活躍を推進する</p>

ための取組みを行っております。採用、配置、昇進などの局面においては、性別にからわず実力や成果に応じた評価を行っております。また、法定以上の産前産後休暇、育児・介護休業等を設けるなど、制度の充実にも取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法の施行に伴い、平成18年4月25日の取締役会において、当社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について決定しており(平成27年3月25日の取締役会において見直し)、この決定に基づいて内部統制システムの整備に努めています。

取締役会における決定の内容の概要は、次のとおりありますが、これについては必要が生じる都度、見直しを実施することとしております。

[1] 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

役員および使用人の行動の拠り所となる「企業行動規範」において、法令・企業倫理の遵守が経営の根幹であるとの信念を明示するとともに、具体的な指標となる「法令倫理指針」を制定し、これを周知させるための措置をとる。

また、「CSR委員会」を設置し、法令および企業倫理に則った企業行動を推進するとともに、各部署に法令倫理責任者および法令倫理担当者を置くほか、計画的に社内研修等を実施する。さらに、法令・企業倫理や社内規程に反する行為が発生した場合に、これを早期に発見、是正するため、使用人からの通報や相談を受け付ける「法令倫理相談制度」を設ける。

反社会的勢力との関係については、これを一切持たず、不当な要求には毅然とした対応をとることとし、その旨を「企業行動規範」および「法令倫理指針」に明示する。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、財務報告を法令等に従って適正に行うことの重要性を十分に認識し、必要な体制等を適切に整備、運用する。

[2] 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存および管理に関する「文書取扱規程」、「文書管理規則」、「情報資産管理規程」等の社内規程を整備するとともに、これらに則った適切な保存、管理を実施するため、各部署に文書管理責任者および情報資産部門管理者を置き、保存、管理状況の点検等を実施する。

[3] 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業等のリスクを適切に管理するため、包括規程として「リスク管理規程」を制定するとともに、リスクを含む重要な案件については、必要に応じて取締役会および「経営会議」、「経営戦略会議」等の会議体において審議を行う。

また、事故、災害等に対する危機管理に関する事項、法令・企業倫理の遵守に関する事項など特に重要と判断したリスクの管理については、全体のリスク管理体制に加えて、専門の担当者の設置、社内規程やマニュアルの制定など個別の管理体制も整備する。

[4] 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決議により、適正な業務組織と分掌事項を設定し、業務執行取締役および執行役員の担当業務を明確に定める。業務執行を統轄する社長の下、業務執行取締役および執行役員に対しては、相互牽制の観点にも配慮しつつ、必要に応じて一定の基準により決裁権限を委譲する。

また、業務執行取締役、執行役員および主要な子会社の社長を務める非常勤の取締役間の情報の共有と効率的な意思決定を図るために、審議機関として「経営会議」や「経営戦略会議」などの当社独自の会議体を常設し、個別の経営課題ごとにプロジェクトチームを組成する。

日常の業務処理については、標準化の観点から基準となるべき社内規程、マニュアル等を整備する。さらに、業務改善の促進や経営効率の向上等に資する観点から、内部監査担当部署による内部監査を実施する。

[5] 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ各社が遵守すべき「グループ経営管理規程」を定め、これに基づき予め定めた基準により、グループ各社からの情報収集を適時適切に行い、業務の実態および経理の状況を正確に把握する。また、これを検討、評価、是正するため、当社の内部監査部門等による監査を実施する体制を整備する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける事業等のリスクを適切に管理するため、「グループ経営管理規程」に基づき、グループ各社におけるリスクを含む重要な案件について情報を収集し、必要に応じて取締役会その他の会議体において審議を行う。また、特に重要と判断したリスクの管理については、グループ横断的な管理体制を整備する。

(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ各社の業務執行について、当社取締役会による承認の要否を定め、重要事項を除いて各社が迅速に業務を執行できる体制を整備する。また、グループ各社間の業務の連携および調整については、当社がグループ全体の企業価値向上の観点から適宜行うとともに、各社の法務、経理関係業務については、当社の担当部署が必要に応じて支援、指導を行う。

(4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

グループ各社の法務、経理関係業務に加え、法令・企業倫理の遵守のため各社が行う教育および研修については、当社の担当部署が必要に応じて支援、指導を行う。また、法令・企業倫理等に反する行為に関して、グループ各社の役員および使用人からの通報や相談を受け付ける体制を整備する。

さらに、当社の内部監査部門は、グループ各社を対象とした監査を各社の内部監査部門と連携して隨時実施し、法令遵守状況の確認等を行うとともに、各社と相互に情報交換を行う。

このほか、当社と子会社との間での取引の公正を確保するため、通例的でないと判断できる取引については、特別に定めた審査手続を活用する。

[6] 監査役の監査に関する体制

(1) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社の監査役会および監査役の監査に関する事務を処理するため、「監査役室」を置く。同室には、当社の監査役の職務を補助するための必要な専属要員として、部長、課長その他の使用人を配置する。

(2) 当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

「監査役室」所属の使用人は、当社の取締役の指揮下から外れて監査役の指揮を受け、その異動および評価については常勤の監査役の同意を得る。

(3) 当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

「監査役室」所属の使用人は、当社の取締役および執行役員ならびにその指揮下にある使用人を介さず、当社の監査役から直接指示を受け、また当社の監査役に直接報告を行う。

(4) 当社の監査役への報告に関する体制

a. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役、執行役員および使用人は、当社の監査役に対して、業務執行に係る文書その他の重要な文書を回付するとともに、法定事項のほか、事業等のリスクその他の重要事項の発生を認識する都度、速やかにその内容を報告する。また、監査役が職務の必要上報告および調査を要請した場合には、積極的にこれに協力する。さらに、業務執行取締役および執行役員は、常勤の監査役と定期的に面談し、業務に関する報告等を行う。

このほか、当社の内部監査部門は、内部監査の結果を定期的に監査役へ報告する。また、「法令倫理相談制度」において、法令・企業倫理等に反する通報や相談を受け付けた場合に、その内容を必要に応じ当社の監査役へ報告する。

b. 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の監査役から求めがあった場合に事業に関する報告および調査を行い、積極的にこれに協力するほか、内部統制上重要な事項が生じた場合には「グループ経営管理規程」に基づき報告する。また、当社の取締役、執行役員および使用人は、子会社から報告を受けた事項について、必要に応じ当社の監査役に報告する。

(5) 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「法令倫理相談制度規程」において、当社の監査役に報告をしたことにより不利益な扱いをしてはならないことを明確に定めるなど、必要な措置をとる。

(6) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役から、その職務の執行について、費用の前払い、支出した費用および利息の償還、負担した債務の債権者に対する弁済等が請求された場合は、監査役の職務の執行に不要なものであることが明白なときを除き、速やかにその請求に応じる。

(7) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の常勤の監査役は、「経営会議」、「経営戦略会議」等の当社の重要な会議体に出席し、意見を述べることができ、監査役会は、必要に応じて取締役、執行役員、使用人および会計監査人その他の関係者の出席を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、良き企業市民として、社会から信頼を得られるように努めており、反社会的勢力・団体との関係は一切持たず、不当な要求には毅然とした対応をとることとしております。また、その旨を「企業行動規範」および「法令倫理指針」に明示しております。

具体的には、役員および使用人の行動の拠り所となる「企業行動規範」および法令や企業倫理の遵守に関する指針である「法令倫理指針」において、「反社会的勢力・団体との関係拒絶」について明示するとともに、これを当社サイトで開示しております。加えて、「法令倫理指針」に基づくマニュアルに相当する「法令倫理の手引き」には、「反社会的勢力・団体との関係拒絶」に関する具体的な意義や留意点を示し、社内での周知を図っているほか、社内研修などの取組みも行っております。

反社会的勢力・団体から不当要求を受けた場合は、警察出身者が常勤する総務部などの関係部署が弁護士、警察等の外部機関と連携し、会社として毅然とした態度で対応することとしており、必要に応じて情報交換を行っております。

さらに、取引に当たっては、相手方が反社会的勢力・団体でないか、またはそれらと関わりがないかを十分に確認するとともに、万一反社会的勢力・団体との間で関係を有してしまった場合には、取引を解消するなど、速やかに適切な措置を講じる方針です。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社では、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定しております。

基本方針の内容、基本方針の実現に資する特別な取組みの内容、基本方針に照らして不適切な者によって財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容ならびに取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由は、次のとおりであります。

(1) 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

近鉄グループ経営理念のもと、グループの中核をなす鉄道事業における安全性や公共性の確保と、株主、顧客、取引先、従業員などとの信頼関係の維持に十分に配慮し、長期的な視点に立った企業活動を行うことが企業価値向上および株主共同の利益の確保に資すると考える。財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方については、かかる見地から株主自身が判断するものと考えている。しかしながら、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合において、当該買付行為が株主に十分な情報提供が行われないものであるときあるいは十分な検討期間もないまま行われるものであるとき、また、買付後の経営が鉄道事業における安全性や公共性を脅かすものであるときには、当社取締役会は企業価値および株主共同の利益を毀損する買付行為を防止する方策を採用する。

(2) 上記基本方針にかかる取組みの具体的な内容

a. 近鉄グループ経営計画に基づき、当社が創業以来培ってきた経験と近鉄沿線の豊かな文化や観光資源を活かし、グループの総力を挙げた事業展開により、沿線の利便性・魅力向上に注力する。特に、伊勢神宮式年遷宮を機に注目を集めた伊勢志摩地域の一層の活性化に向けた取組みを強化するとともに、「あべのハルカス」については、当社グループのシンボルタワーとして一層の認知度向上と集客力強化、各施設の連携による相乗効果の発揮を図る。また、少子高齢化・人口減少など市場の変化に対応すべく、グループ各事業において構造改革を着実に進めるとともに、収益基盤の確立に向けた事業創出を図り、新たな成長戦略を描く。さらに、純粋持株会社制に移行することでグループ経営機能の強化と各事業会社の自立的経営を図り、グループの総合力を最大限に発揮する。

b. 当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合において、買付者等からの十分な情報提供と、株主および当社取締役会が大規模買付行為の是非を検討するのに必要な期間を確保するとともに、企業価値および株主共同の利益を毀損する買付行為を防止するため、平成25年6月21日の当社定時株主総会の決議により当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「本対応方針」という。)を継続した。なお、当社株主総会において本対応方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本対応方針は当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとしている。

本対応方針の内容は、当社が発行者である株式等について保有者の株式等保有割合の合計を20%以上とする目的とする買付け、または当社が発行者である株式等について結果として公開買付けにかかる株式等の株式等所有割合および特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを「大規模買付行為」とし、また当該買付けを行いまだ行おうとする者を「買付者等」として、買付者等に対し、本対応方針に定める大規模買付ルールを遵守する旨の誓約と、当社取締役会への当該大規模買付行為に関する情報提供を求めるものである(ただし、大規模買付行為の前に当該買付けにつき当社取締役会の承認がある場合を除く。)。

買付者等が本対応方針に定める大規模買付ルールを遵守しない場合、または当該買付けが当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会の決議により、当該買付者等は行使することができないという行使条件を付した新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の株主割当てを実施し、当該大規模買付行為による損害を防止する。なお、かかる判断にあたっては、当社取締役会から独立した第三者機関である独立委員会の勧告を最大限尊重する。

(3) 上記(2)の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

近鉄グループ経営計画を着実に実行し、中長期にわたり沿線価値の向上につながる企業活動を続けていくことにより、地域の人々から信頼を得ることができ、沿線価値ひいては当社の企業価値向上が実現し、株主共同の利益が高まることが期待される。

本対応方針は、企業価値向上および株主共同の利益の確保という観点から、買付者等からの十分な情報提供と、株主および当社取締役会が大規模買付行為の是非を検討するのに必要な期間を確保するために定めるものであり、特定の株主または投資家を優遇あるいは拒絶するものではない。

本対応方針は、株主総会における株主の意思をもって継続されるものであるとともに、その廃止も株主総会における株主の意思によって行うことができる。当社取締役の任期は1年となっており、期差選任や解任制限等も採用していないため、株主の意思を反映しやすい仕組みとなっている。

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、独立性の高い独立委員会が企業価値向上および株主共同の利益の確保という観点から行った合理的かつ客観的な判断を踏まえて発動される仕組みとなっており、当社取締役会の恣意的判断を排除している。

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等)の助言を得ることができるとしている。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっている。

本対応方針においては、上記のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえる。

対抗措置として割り当てる本新株予約権ならびにその行使条件についても、事前に本新株予約権の割当条件および割当内容について開示を行うなど、企業価値向上および株主共同の利益の確保に必要かつ相当な範囲内の対抗措置であるといえる。

したがって、当社取締役会は、前記(2)の取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないとともに、役員の地位の維持を目的とするものないと判断している。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【今後の検討課題等】

透明度が高く公正な経営体制を構築して社会から信頼を得ることができるよう、現行の体制について常にその妥当性に関する検討を実施し、必要に応じて適宜適切に見直しを行うなど、引き続きコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

【適時開示体制の概要】

内部情報の漏洩を防止するため、情報資産管理規程およびインサイダー取引防止規則の両社内規則において、当社の役員、社員等は、職務

に関して知った当社ならびに当社の子会社および取引先等の内部情報を職務の遂行上必要と認める者以外の者に伝達してはならない旨定め、内部情報の厳正な管理に努めています。

また、当社の役員、社員等には、当社ならびに当社の子会社および取引先等の株式売買等がインサイダー取引に該当するかどうかを疑義のある場合は、総務部に照会することを義務づけています。特に役員および管理職には、会社を通じて毎月一定額を買い付ける以外の方法により売買等をするときは、事前届出を義務づけています。

当社および当社子会社の内部情報のうち、適時開示を行う対象となるべき事項を総務部にて一元的に把握する仕組みを整えております。具体的には、事案の担当部署(子会社に関する事案は経営戦略部)は総務部に事案の内容を報告し、総務部は当該事案の関係部署ならびに広報担当部署である秘書広報部と協議のうえ、社長の決裁を得て、開示の具体的方法を決定します。秘書広報部はこの決定にもとづき、当該事案の開示を行います。

開示の時期は事案の種類に応じて次のいずれかとなります。

(1) 決定事実の場合 当社あるいは当社子会社の業務執行を決定する機関が当該事項を行うことについての決定をしたとき、または当該機関が当該決定(公表されたものに限る。)に係る事項を行わないことを決定したとき

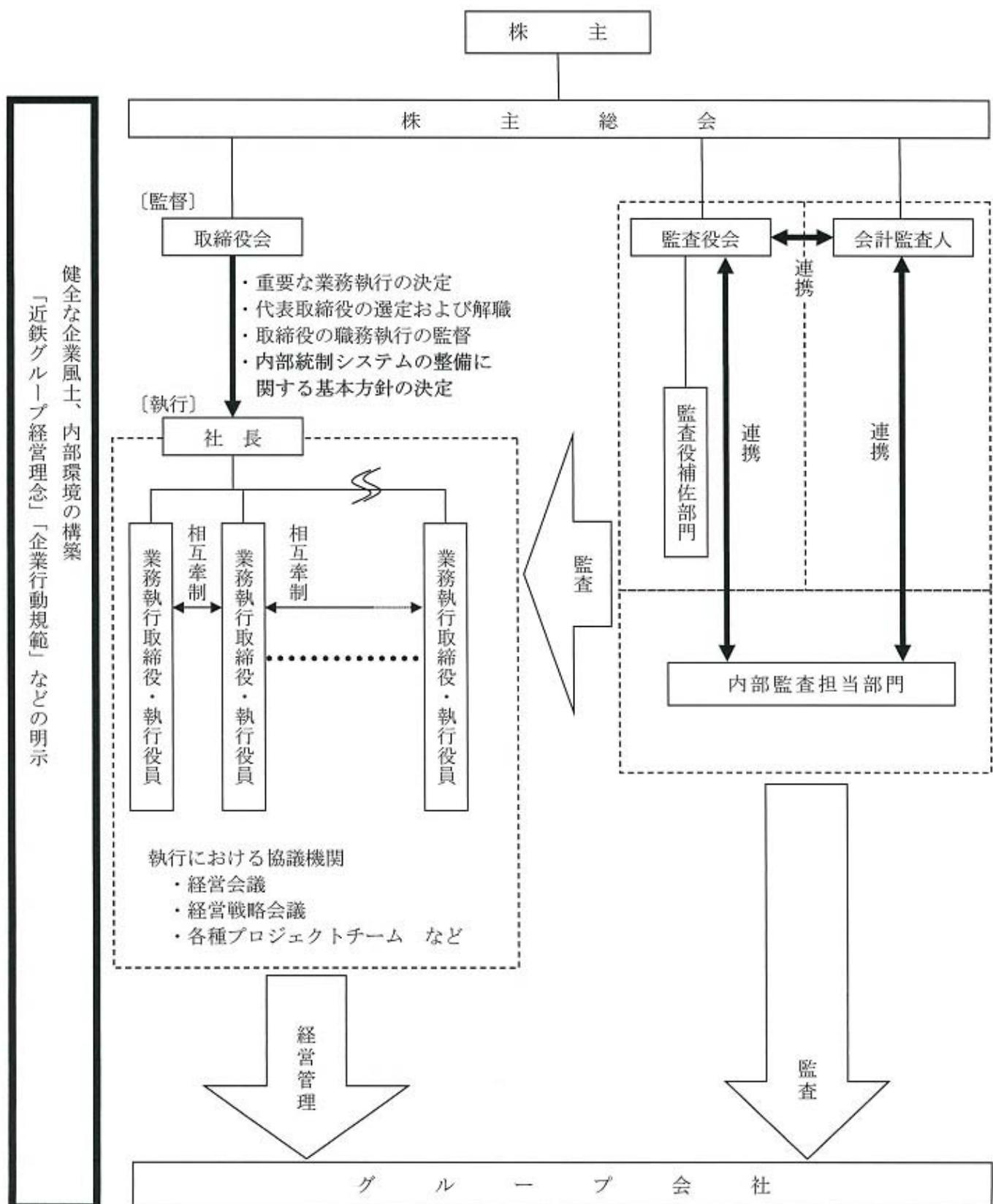
(2) 発生事実の場合 事実を確認したとき

(3) 決算情報の場合 決算に関する数値を決定したとき

(4) その他の情報の場合 事実を確認したとき

なお、当社では、内部情報の厳正な管理が行われているかをチェックするため、監査役による監査に加え、社内監査を所管する専任部署である監査部が監査を行う体制を整えております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、次のとおりであります。

